

令和七年度 公共政策学部

学校推薦型選抜 小論文

〔注意〕

- 1 机上に受験票を提示しておくこと。
 - 2 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけない。
 - 3 解答は必ず別紙の解答用紙の指定された箇所に入記入すること。
 - 4 解答用紙に受験番号・氏名を必ず記入すること。
受験番号・氏名が記載されていない答案は無効となる場合がある。
 - 5 この冊子の問題は余白を入れて一二ページ、解答用紙は三枚からなっている。
 - 6 この冊子のうち、落丁・乱丁及び印刷不鮮明な箇所があれば、手を挙げて申し出ること。
 - 7 字数制限のある解答では、句読点やカッコ、数字はそれぞれ一字として数える。
 - 8 満点は一八〇点である。
 - 9 試験開始後六〇分を経過しないと退室できない。また、試験終了前一〇分間は退室できない。
退室するときは、手を挙げて申し出た上で、試験監督者の指示に従うこと。
- なお、解答用紙は机上に置き、その上に試験監督者が配付する用紙を重ね、問題と下書き用紙は持ち帰ること。

— 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

〔五〇点〕

（著作権の関係で不掲載）

（中略）

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(出典) 小塚莊一郎『AIの時代と法』岩波新書、二〇一九年。

ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

問一 「AIの間違い」に対して人間の判断を介在させるという解決策について、傍線部(A)と(B)で、筆者は「アイ

ディア倒れ」ではないかと指摘している。筆者がそのように考える理由を本文に即してそれぞれ説明しなさい。

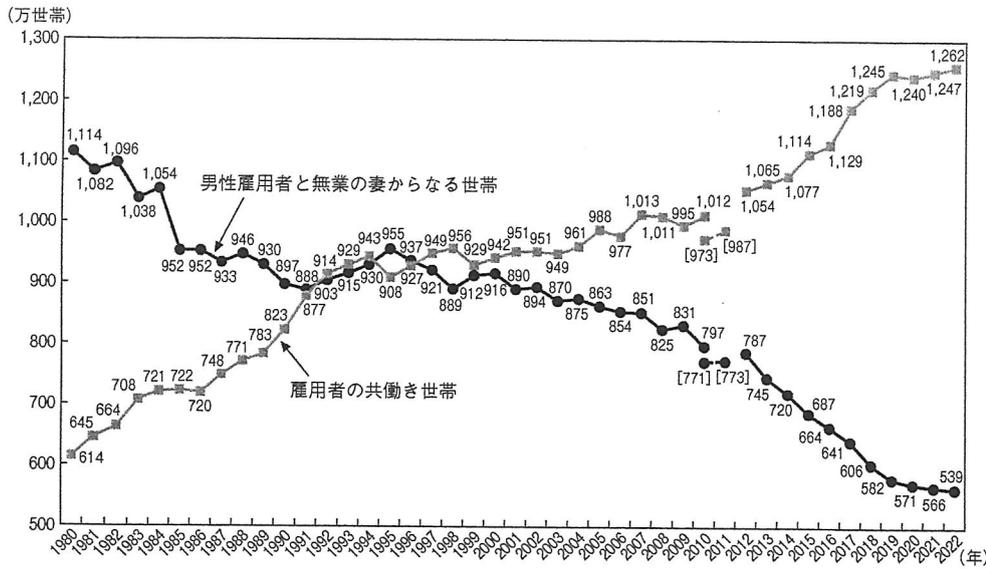
(三〇〇字以内)

問二 「AIの間違い」に対する人間の関与のあり方について、筆者の見解を踏まえた上で、あなたの考えを述べなさい。

(四〇〇字以内)

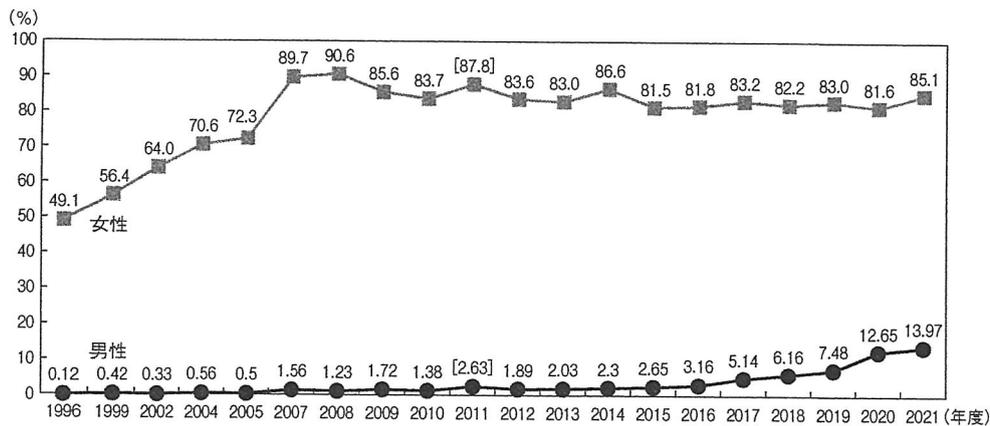
(余
白)

図 2-1 共働き等世帯数の年次推移



- (注 1) 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
- (注 2) 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
- (注 3) 2010 年及び 2011 年の [] 内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図 2-2 育児休業取得率の推移

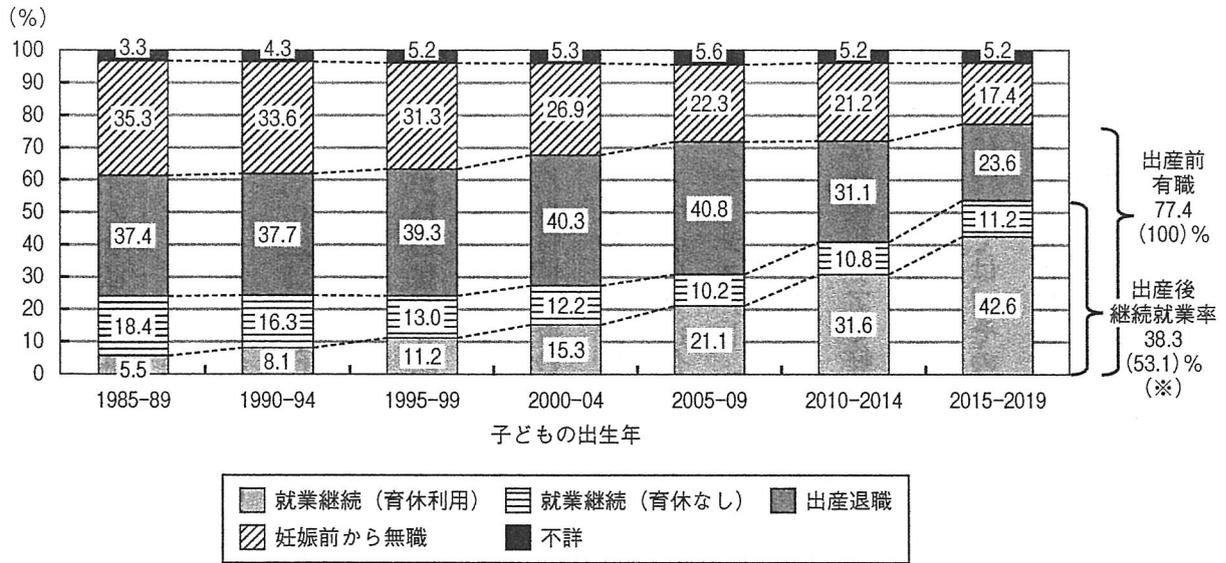


育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

- (※) 2010 年度調査までは、調査前年度 1 年間。
- (注) 2011 年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

〔六〇点〕

図 2-3 第 1 子出生年別にみた、第 1 子出産前後の妻の就業変化



(※) () 内は出産前有職者を 100 として、出産後の継続就業者の割合を算出

(出典) 厚生労働省編『令和 5 年版厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会—』2023 年。
 ただし、出題の都合上、一部改変した。

三 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

[七〇点]

(著作権の関係で不掲載)

(中略)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(出典) 児玉真美 『安楽死が合法の国で起きていること』 ちくま新書、二〇二三年。

ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

注

※1 緩和ケア：病気に伴う心と体の痛みを和らげること。

問一 筆者のいう「すべり坂」の意味を本文に即して説明しなさい。(二〇〇字以内)

問二 日本において安楽死を法律で認めることについて、筆者の見解を踏まえた上で、あなたの考えを述べなさい。
(六〇〇字以内)